

(12) その他の心電図所見

(13) 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見（発作年月日記載）

(14) その他の検査所見（心エコー、血管造影など）

4 活動能力の程度

(1) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの

(2) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの

(3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの

(4) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの

(5) 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

5 手術の状況

ペースメーカー (有 年 月 日 ・ 無)

人工弁移植・弁置換 (有 年 月 日 ・ 無)

体内植込み型除細動器 (有 年 月 日 ・ 無)

その他の手術の状況 (有 年 月 日 ・ 無)

6 ペースメーカーの適応度及び身体活動能力（運動強度）

（体内植込み型除細動器、両心室同期型ペースメーカー兼除細動器についても同様）

※なお、再認定の診断書・意見書の場合はメッツの値で判断することから、クラスは削除すること。

(1) クラスⅠ～Ⅰ級相当

(2) クラスⅡ以下でメッツの値2未満～Ⅰ級相当

(3) クラスⅡ以下でメッツの値2以上4未満～Ⅲ級相当

(4) クラスⅡ以下でメッツの値が4以上～Ⅳ級相当